

RC-LS, CheckEye DX - 質疑応答 #5417

RCLS：抽出ル | ルテンプレ | ト <皮膚科特定疾患指導管理料の請求漏れ>

2024/11/07 13:49 - 小門 亜優美

상태:	終了	시작시간:	2024/11/07
우선순위:	通常	완료기한:	
담당자:	小門 亜優美	진척도:	100%
범주:		소요 시간:	0.00 시간
顧客ID:	ls10521763	시스템:	RC-LS 클라우드
医療機関名:	篠原皮ふ科クリニック	カルテ番号:	
完了通知日:		診療年月:	
医療機関コード:	0521763	業務区分:	
설명 医療機関様よりお問い合わせです。 ***** 抽出ル ルテンプレ ト <皮膚科特定疾患指導管理料の請求漏れ>を使用した際、 すでに算定されているレセプトも抽出されていた。 抽出ル ルの詳細を見ると「月に2回算定できる」とあるが、 厚労省からの通知に「 医師が一定の治療計画に基づいて療養上必要な指導管理を行った場合に、月 1 回に限り算定する。」との記載あり。 テンプレ トル ルの修正をお願いします。			
하위 일감:		機能改善 # 5419: 修正：抽出ル ルテンプレ ト <皮膚科特定疾患指導管理料の請求漏れ> 終了	
연결된 일감:		다음 일감과 관련됨: RC-LS, CheckEye DX - 릴리스 # 5306: 클라우드版2024 年... フィードバック2024/08/28 2024/11/16	

이력

- #1 - 2024/11/07 14:08 - 裴 相洵
- 다음 일감과 관련됨:에 릴리스 #5306: 클라우드版2024 年 11月release (RC-LS, CheckEye DX)이(가) 추가되었습니다.
- #2 - 2024/11/07 14:09 - 裴 相洵
- 상태를(를) 新規에서 フィードバック(으)로 변경되었습니다.
- 담당자를(를) 裴 相洵에서 小門 亜優美(으)로 변경되었습니다.
- 진척도를(를) 0에서 100(으)로 변경되었습니다.
- 사양 변경에 대해 최종 확인 된 것으로 인지하고,
- 개정 작업을 진행하도록 합니다.
- 다른 보완사항이 계시면 알려주세요.
- #3 - 2024/11/07 14:30 - 小門 亜優美
- 담당자를(를) 小門 亜優美에서 裴 相洵(으)로 변경되었습니다.

Baeさん

ありがとうございます！

念のため、厚労省からの通知文を記載します。

よろしくお願いします！

<通知>

(1)

皮膚科を標榜する保険医療機関とは、皮膚科、皮膚泌尿器科又は皮膚科及び泌尿器科、形成外科若しくはアレルギー科を標榜するものをいい、他の診療科を併せ標榜するものにあつては、皮膚科又は皮膚泌尿器科を専任する医師が本指導管理を行った場合に限り算定するものであり、同一医師が当該保険医療機関が標榜する他の診療科を併せ担当している場合にあっては算定できない。

(2)

皮膚科特定疾患指導管理料(Ⅰ)の対象となる特定疾患は、天疱瘡、類天疱瘡、エリテマトーデス(紅斑性狼瘡)、紅皮症、尋常性乾癬、掌蹠膿疱症、先天性魚鱗癬、類乾癬、扁平苔癬並びに結節性痒疹及びその他の痒疹(慢性型で経過が1年以上のものに限る。)であり、皮膚科特定疾患指導管理料(Ⅱ)の対象となる特定疾患は、帯状疱疹、じんま疹、アトピー性皮膚炎(16歳以上の患者が罹患している場合に限る。)、尋常性白斑、円形脱毛症及び脂漏性皮膚炎である。ただし、アトピー性皮膚炎については、外用療法を必要とする場合に限り算定できる。

(3) 医師が一定の治療計画に基づいて療養上必要な指導管理を行った場合に、月1回に限り算定する。

(4)

第1回目の皮膚科特定疾患指導管理料は、「A000」初診料を算定した初診の日又は当該保険医療機関から退院した日からそれぞれ起算して1か月を経過した日以降に算定する。

(5) 「注4」に規定する情報通信機器を用いた医学管理については、オンライン指針に沿って診療を行った場合に算定する。

(6) 皮膚科特定疾患指導管理料(Ⅰ)及び(Ⅱ)は、同一暦月には算定できない。

(7) 診療計画及び指導内容の要点を診療録に記載する。

#4 - 2024/11/14 13:14 - 森口 愛子

Baeさん

こちらのチケットの件ですが、お客様から進捗確認の連絡がありました。

11月リリースに含まれるとの記録がありますが、

룰 | 룰의 수정は終わっていますか？

連絡する必要があります。

#5 - 2024/11/15 15:37 - 裴 相洵

- 담당자을(를) 裴 相洵에서 森口 愛子(으)로 변경되었습니다.

월 1회 산정 으로 수정되어 11월 릴리즈에 포함됩니다.

릴리즈 후 이상 있으면 알려주세요.

#6 - 2024/11/18 13:34 - 小門 亜優美

- 담당자을(를) 森口 愛子에서 裴 相洵(으)로 변경되었습니다.

Baeさん

本日テンプレの 皮膚科特定疾患療養管理料の請求漏れ のルールを確認したら、

詳細の中が

皮膚科特定疾患指導管理料（1）が未算定の場合に抽出する。
※皮膚科特定疾患指導管理料（1）は月に2回まで算定できる。 のままになっていました。

月に1回算定できる、にルール自体の変更は済んでいますか？

表記のみ直っていないのでしょうか？

確認をお願いします。

Bae씨

금일 템플레 피부과 특정질환 영양관리료 누락 의 규칙을 확인하면,

상세 내용 중에서

피부과 특정 질환 지도 관리료(1)가 미산정인 경우에 추출한다.
※피부과 특정 질환 지도 관리료(1)는 한 달에 두 번까지 산정할 수 있다. 그대로 있었습니다.

한 달에 한 번 산정할 수 있다, 로 규칙 자체의 변경은 끝났습니까?

표기만 고쳐지지 않았나요?

확인 부탁드립니다.

#7 - 2024/11/18 13:40 - 小門 亜優美

- 파일에 스크린샷 2024-11-18 133203.png이(가) 추가되었습니다.

#8 - 2024/11/18 14:30 - 裴 相洵

- 파일에 스크린샷 2024-11-18 2.21.48.png이(가) 추가되었습니다.

- 담당자을(를) 裴 相洵에서 小門 亜優美(으)로 변경되었습니다.

추출물은 수정된 사항으로 표기 수정을 처리했습니다.

적용된 이미지 첨부합니다.

* 아래는 developer 내용으로 @박호수부장, @손인영님이 참고해주세요.

UPDATE us_ex.extr0001m

SET extr_comment='

皮膚科特定疾患指導管理料（１）が未算定の場合に抽出する。

※皮膚科特定疾患指導管理料（１）は月に１回まで算定できる。「従前(～R05.10、月2回) / 変更(R06.11～、月１回)」

①皮膚科特定疾患指導管理料（１）とは「113000910 皮膚科特定疾患指導管理料（１）」である。

②皮膚科特定疾患指導管理料（１）の算定対象患者とは、

外来で、再診料1を算定している患者で、

「傷病名マスタⅠの特定疾患等対象区分=03の病名」が存在する患者で、

電子点数表の背反関連で、（同一月）の診療行為①が皮膚科特定疾患指導管理料（１）で、背反区分が「2」又は「3」の診療行為がある患者を除いた者である。

③CNT1=再診料1の算定回数

④CNT2=皮膚科特定疾患指導管理料（１）の算定回数

⑤CNT3=皮膚科特定疾患指導管理料（１）が算定できない再診料1の算定回数

CTN3とは、

（１）再診料1が算定された同一算定日に、「傷病名マスタⅠの特定疾患等対象区分=03の病名」が存在しない再診料1の回数。

（２）初診料を算定した日からから１ヶ月以内の再診料1の回数。

（３）入院基本料を算定してから１ヶ月以内の再診料1の回数。

入院基本料とは、「CC002M1042 入院基本料に含まれる特定疾患療養管理料」のG002である。
。。

$CNT3 = (1) + (2) + (3)$

⑥CNT4=皮膚科特定疾患指導管理料（１）の算定可能回数

CTN1-CTN3 > 1 の場合、CTN4 = 1

CTN1-CTN3 =

⑦CTN4-CTN2 > 0 の場合に抽出する。

⑧CNT5=皮膚科特定疾患指導管理料（１）の未算定回数 CTN5=CTN4-CTN2

皮膚科特定疾患指導管理料（２）が未算定の場合に抽出する。

※皮膚科特定疾患指導管理料（２）は月に１回まで算定できる。「従前(~R05.10、月2回) / 変更(R06.11~、月1回)」

①皮膚科特定疾患指導管理料（２）とは「113002310 皮膚科特定疾患指導管理料（２）」である。

②皮膚科特定疾患指導管理料（２）の算定対象患者とは、

外来で、再診料1を算定している患者で、

「傷病名マスタ」の特定疾患等対象区分=04の病名」が存在する患者で、

電子点数表の背反関連で、（同一月）の診療行為①が皮膚科特定疾患指導管理料（２）で、背反区分が「2」又は「3」の診療行為がある患者を除いた者である。

③CNT1=再診料1の算定回数

④CNT2=皮膚科特定疾患指導管理料（２）の算定回数

⑤CNT3=皮膚科特定疾患指導管理料（２）が算定できない再診料1の算定回数

CTN3とは、

（１）再診料1が算定された同一算定日に、「傷病名マスタ」の特定疾患等対象区分=04の病名」が存在しない再診料1の回数。

（２）初診料を算定した日から１ヶ月以内の再診料1の回数。

（３）入院基本料を算定してから１ヶ月以内の再診料1の回数。

入院基本料とは、「CC002M1042 入院基本料に含まれる特定疾患療養管理料」のG002である。
。。

CNT3 = (1) + (2) + (3)

⑥CNT4 = 皮膚科特定疾患指導管理料 (2) の算定可能回数

CTN1-CTN3 > 1 の場合、CTN4 = 1

CTN1-CTN3 =

⑦CTN4-CTN2 > 0 の場合に抽出する。

⑧CNT5 = 皮膚科特定疾患指導管理料 (2) の未算定回数 CTN5 = CTN4-CTN2

,

WHERE rule_id='TMPD02B009';

Commit;

#9 - 2024/11/18 14:42 - 小門 亜優美

- 담당자을(를) 小門 亜優美에서 裴 相洵(으)로 변경되었습니다.

Baeさん

対応ありがとうございます。

確認しました。

「 従前(～R05.10、月2回) / 変更(R06.11～、月1回) 」 の表記は
リリスノットに記載があるため、不要かと思います。

#10 - 2024/11/18 14:48 - 裴相洵

- 담당자을(를) 裴相洵에서 小門 卬優美(으)로 변경되었습니다.

처리 완료했습니다.

#11 - 2024/11/18 14:49 - 小門 亜優美

- 상태를(를) フィードバック에서 解決(으)로 변경되었습니다.

Baeさん

対応ありがとうございました。

#12 - 2024/11/18 16:07 - 朴 鎬秀

LineWork- Bae(2024/11/18)

#5417, 관련해서 우려되서 추가 기재합니다.
기존에 템플릿물을 적용한 의리기관의 추출물의 '표기'는 수정되지 않습니다. 이번 11월 부터 변경된 템플릿 물을 적용한 이후부터 '월1회'로 표기됩니다.아시겠지만, 꼭 참고 부탁드립니다.

#13 - 2024/11/21 15:23 - 小門 亜優美

- 상태를(를) 解決에서 終了(으)로 변경되었습니다.

파일

スクリーンショット 2024-11-18 133203.png	36.591 KB	2024/11/18	小門 亜優美
スクリーンショット 2024-11-18 133203.png	1.202 MB	2024/11/18	裴 相洵